

EU司法・内務相理事会，偽造医薬品対策に関する結論を採択

2011年6月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU司法・内務相理事会は，6月9～10日に開催された第3096回会合において，「偽造および／または模倣医薬品対策における法律の権利行使の協力の役割に関する理事会の結論」と題する文書を採択した。

本文書は，偽造および／または模倣医薬品対策については統合された多面的協力が必要であるとの認識のもと，EU司法・内務相理事会が，各加盟国，欧州委員会，欧州刑事警察機構，欧州警察大学に対して各機関同士の連携や協力を求めるものであり，要請事項の概要は以下のとおり。

<各加盟国に対して>

- (1) 潜在的に医薬品の違法な提供を行っているウェブサイトを特定するための，偽造および／または模倣医薬品の分野で活動している各加盟国の機関の中のインターネット監視部門の活用。
- (2) 偽造および／または模倣医薬品対策の分野で活動している法的能力を有する法律の権利執行機関の職員のための十分な研修の確保，および，民間企業および公共機関を含む関連する利害関係者の専門家の参加。
- (3) 衛生機関，税関機関および警察機関などの参加する全ての機関同士の知見および運用情報の交換を含む協力の推進，および，民間の利害関係者との連携の確立。
- (4) 偽造および／または模倣医薬品の健康上の脅威を指摘する特別の意識向上プログラムおよびキャンペーンの推進。
- (5) 欧州警察によって管理される関連の分析作業ファイル（AWF: Analysis Work File）への偽造および／または模倣医薬品関連情報の送付。
- (6) 知識マネジメントの枠組において活動するインターネット専門家のための欧州刑事警察機構プラットフォーム（EPE: Europol Platform for Experts）からの十分な支援の獲得，および，押収した医薬品の化学組成，犯罪者の非個人的な情報，価格に関する情報について専門家の意見交換へ向けた努力の実施。

(7) 必要に応じて、偽造および／または模倣医薬品対策における協力強化のための共同捜査チームの設置。

(8) 法律の権利執行機関の国内の連絡窓口の指定、連絡窓口のリストの作成、および、理事会の事務局への通知によるリストの最新情報への更新。

(9) 深刻な模倣犯罪に関連する司法協力と共に、刑事捜査と告訴の支援および調整に関する欧州司法機構の完全な活用。

(10) 偽造および／または模倣医薬品対策の目的のための EU の支援資金を獲得することを視野に入れた、研究、研修コース、共同実行チームなどのプロジェクト提案の提出の可能性の検討。

(11) 欧州理事会、世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構、世界保健機関（WHO）などの国際会合における現行の作業の支援の継続、および、世界レベルでの偽造および／または模倣医薬品の商業化への効果的な対策を視野に入れた第三国の法的能力を有する機関との対話への参加の継続。

<欧州委員会に対して>

(1) 一般的な政策的取組およびベストプラクティスの交換の支援を目的として創設された、模倣品とインターネットに関する税関専門家グループの作業において、医薬品へ十分な注意が払われることを確保。

(2) 偽造および／または模倣医薬品の範囲と特性およびその EU 域内における影響、さらに、知的財産権の権利行使の枠組みとベストプラクティスに関する研究の実施の可能性の検討。

<欧州刑事警察機構に対して>

偽造および／または模倣医薬品に集中している専門の標的グループを明確にするための、分析作業ファイル（AWF）の開示命令の拡大の検討。

<欧州警察大学に対して>

研修モジュールと偽造および／または模倣医薬品対策の分野の上級の警察職員のための交換プログラムの発展の検討、および、他の法的能力を有する法律の権利執行機関へのそ

のような研修の各庁の可能性の分析。

－ EU 理事会が採択した文書は、以下参照 －

[Council conclusions on the role of law enforcement cooperation in combating falsified and/or counterfeit medicines \(PDF\)](#)

(以上)